

## 広聴業務の運用の一部変更について

区民が区に対して意見を伝えやすくするとともに、短期間に多数の意見を寄せられるケースにも速やかに対応できるようにするなど、広聴業務の運用を一部変更します。

### 1 変更内容

#### (1) 区ホームページの意見フォームに写真を添付できるようにします

現在、区では、窓口、電話、手紙、区ホームページ上の意見フォームなどの多様な手段により区民の声を受けています。その際、補足資料として写真を添付する場合には、封書で郵送する必要があるなど手段が限られています。

このため、意見フォームによる場合は写真の添付ができるようにします。

#### (2) 区ホームページを活用して区の考えや方針を速やかにお伝えします

現在、多くの区民が関心を持つ新規事業などについて、短期間に多数の意見等が寄せられるケースが増えています。このため、一つの案件に関して短期間に多数寄せられる意見に対しては、速やかに区ホームページで区の考え方や方針を公表することとします。

#### (3) 法令等による手続が定められている場合の対応を明確にします

寄せられる意見の中には、行政不服審査法等に基づく対応をしているものや、区と係争中のものなどが含まれています。法令等により手続が定められているものについては、それぞれの法令等に基づき適切に回答します。

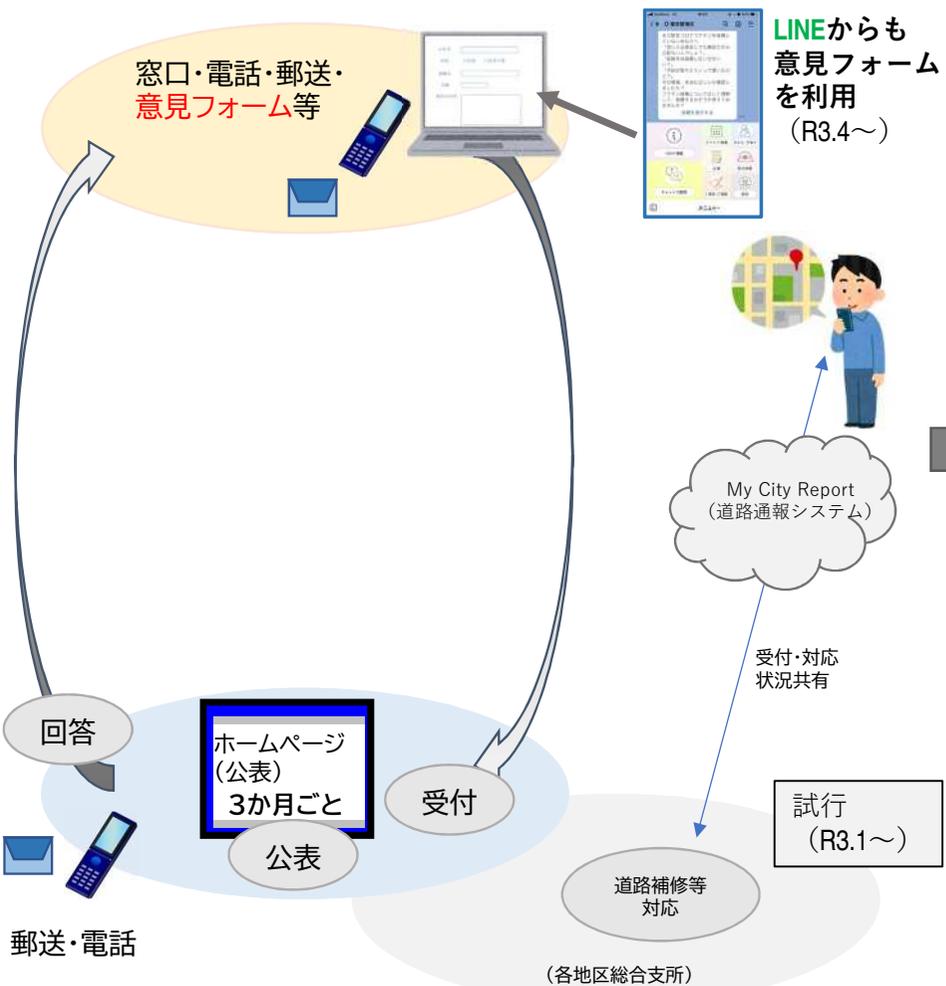
### 2 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月1日 運用開始

※意見フォームにおける写真の添付は、意見フォームの改修後に運用開始（令和5年1月運用開始予定）

# 広聴業務イメージ図

現状



令和4年度~

